

議案第 2 号

周南市新徳山駅ビル建設の中核施設としてカルチュア・コンビニエンス・クラブと連携した図書館設置計画の是非を問う住民投票条例制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第3項の規定により、別紙の周南市新徳山駅ビル建設の中核施設としてカルチュア・コンビニエンス・クラブと連携した図書館設置計画の是非を問う住民投票条例の制定の請求について、意見を附けて市議会に付議する。

平成28年2月17日 提出

周南市長 木 村 健一郎

(別 紙)

周南市新徳山駅ビル建設の中核施設としてカルチュア・コンビニエンス・クラブと連携した図書館設置計画の是非を問う住民投票条例案

(目的)

第1条 この条例は平成25年11月に策定された「新たな徳山駅ビル整備基本構想」がカルチュア・コンビニエンス・クラブ(以下「CCC」という。)との連携で進められている図書館計画に関して、市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票は次のとおり実施する。

- (1) 住民投票に付する事項は現在の新駅ビル建設の中核施設としてCCCと連携した図書館計画の賛否に関し、市民の意思を明らかにするため、市民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。
- (2) 住民投票は市民に意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は市民の意見表明の自由を保障するとともに、市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は市長が執行するものとする。

- 2 市長は地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を周南市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票は法令既定に従い、速やかに執行するものとする。

- 2 市長は投票日の7日前までに投票日の告示をしなければならない。

(投票の資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 投票日において年齢満20歳以上の日本国籍を有する者
- (2) 前条第2項の規定による告示の日の前日において、その者に係る本市の住民票が作成された日(他の市町村(特別区を含む。)から本市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者(投票日(第7条第2項に規定する期日前投票にあっては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。)まで引き続き本市に住所を有していない者を除く)

- 2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定により選挙権を有しないとされる者は住民投票における投票の資格を有しない。

(投票の方法)

第6条 住民投票は秘密投票とし、1人1票とする。

2、住民投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は現在の新駅ビル建設の中核施設としてCCCと連携した図書館計画に賛成するときは投票用紙の新駅ビル建設の中核施設としてCCCと連携した図書館計画に賛成の○を書く欄に、反対するときは新駅ビル建設の中核施設としてCCCと連携した図書館計画に反対の○を書く欄に自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

3 前項に規定する○の記号の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申し立てて代理投票をさせることができる。

5 点字による投票の方法は別に定める。

(投票所においての投票)

第7条 投票人は投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人は規定で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(投票用紙の様式)

第8条 第6条第2項に規定する投票用紙は別記様式のとおりとする。

2 第6条第5項の規定による点字投票用紙の様式は規則で定める。

(情報公開)

第9条 市長は住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行うものとする。

2 市長は前項に規定する情報の提供に当たっては中立性の保持に留意しなければならない。

(住民投票運動)

第10条 住民運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、もしくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 住民投票運動は投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第11条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票場所、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は規則で定めるほか、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年総理府令第13号)の規定の例による。

(住民投票結果の告示等)

第12条 選挙管理委員会は開票を行い投票結果が確定したときは直ちにこれを公表するとともに、当該公表の内容を市長及び市議会に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第13条 市長及び市議会は住民投票の結果を尊重するものとする。

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行する。
(この条例の失効)
- 2 この条例は住民投票の実施の日の翌日から起算して 90 日を経過した後に、その効力を失う。

別記様式(第 8 条関係)

(表)

平成 年 月 日執行
新駅ビル建設の中核施設として
CCCと連携した図書館計画に
関する住民投票

印

(裏)

(注意)

- 一 新駅ビル建設の中核施設として CCC と連携した図書館計画について、あなたが良いと思う選択肢の上の○を書く欄に○を書いて下さい。
- 二 ○のほかは何も書かないこと。

○を書く欄		
新駅ビル建設の中核施設として CCC と連携した図書館計画について、	賛 成	反 対

- 備考 1 用紙の大きさは縦128ミリメートル、横80ミリメートルとする。
2 用紙の色はうすい黄色とし、文字の色は黒色とする。

意見書

1 はじめに

平成28年2月8日に、地方自治法第74条第1項の規定により、法定署名数2,425人を上回る8,739人の連署による「周南市新徳山駅ビル建設の中核施設としてカルチュア・コンビニエンス・クラブと連携した図書館設置計画の是非を問う住民投票条例」（以下「住民投票条例」といいます。）制定の直接請求がありました。

直接請求は、市議会と市長による代表民主制・議会制民主主義を基本とする地方自治制度において、これを補完する制度として、地方自治法に定められています。このような制度の趣旨から、この住民投票条例が、現在の本市にとって、直ちに制定すべき条例であるか、市民の皆様から市政の負託を受けた市長と、同様に市民の皆様から市政の負託を受けた議員で構成される市議会の双方が、その内容を確認し、検討することが求められます。

以上のこと踏まえ、地方自治法第74条第3項の規定により、私の意見を次とおり申し述べます。

2 新徳山駅ビル整備事業に係る本市の基本的な考え方等

新徳山駅ビル整備事業につきましては、市議会や市議会の委員会の決定を踏まえながら、また、市民が主体的に市政に参画するための基本的事項を定めた周南市市民参画条例に基づき、市民や専門家で構成する徳山駅周辺デザイン会議の審議や市民の皆様を対象としたパブリック・コメント、シンポジウムなどを実施し、市民の皆様や議員の皆様と対話しながら、共に進めてきた事業であります。

そして、新徳山駅ビル整備事業の具体的な整備方針についてもこのような検討過程を経て決定し、平成25年11月5日に策定した「新たな徳山駅ビル整備基本構想」で、新徳山駅ビルの整備の基本コンセプトを「このまちに来る人へのおもてなしの場」「このまちに住んでいる人たちの居場所」「人が集い楽しむこのまちの賑わいと交流の場」とし、新徳山駅ビルを中心市街地活性化の核となる施設としています。

これは、新徳山駅ビル整備事業を進めることで、中心市街地の商店街に賑わいが広がるとともに、市全体の活性化を図ることを目的としたものです。このコンセ

プトを実現するために、様々な選択肢の中から最もふさわしい施設として新徳山駅ビルに民間活力を導入して運営する図書館である「民間活力導入図書館」を設置することに決定いたしました。

この民間活力導入図書館とは、民間のノウハウや手法を活用して、行政では発想することができない、また、創出することができない新たなサービスを実施し、展開する図書館のことです。例えば、館内にBGMが流れる中、お茶を飲みながら、おしゃべりをしながら読書が楽しめるブック＆カフェのようなサービスの提供は、行政だけで運営する図書館ではできないものです。

このように、新徳山駅ビル整備事業は、中心市街地活性化の核として新徳山駅ビルを整備するとともに、中核機能としてこれまでにない新たな運営をする民間活力導入図書館を設置することとしたものです。

また、平成15年の周南市誕生の際の新市建設計画のリーディングプロジェクトの一つに徳山駅周辺整備事業が位置付けられて以来、新徳山駅ビル整備事業は、長年にわたって、地方自治制度の基本である代表民主制・議会制民主主義に基づき、事業内容や予算についてはその都度市議会や市議会の委員会の決定を踏まえながら進めるとともに、市民の皆様のご意見を反映させながら、共に進めてきた事業です。

今後も、新徳山駅ビル整備事業を推進するに当たっては、これまでと同様に、適正な手続にのっとって進めるとともに、市民の皆様には、市広報、ホームページ、出前トークなど様々な方法を活用しながら、情報提供と丁寧な説明に努めてまいります。

3 周南市条例制定請求書の請求の要旨について

(1) 本市とCCCとの連携について

参考として、添付しております11ページの「周南市条例制定請求書」の請求の要旨に、「今後CCCとの連携関係が指定管理者選定に大きな影響を与えるとしたら競争性を維持すべき指定管理者制度にとって由々しき問題ではないでしょうか」とあります。この「CCC」とは、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社のことですが、本市は、平成25年11月18日にCCCと新徳山駅ビルの図書館のあり方の検討、すなわち、企画段階における連携をしているもので、

CCCを指定管理者として決定しているものではなく、指定管理者の選定に当たっては、公募を行います。

このように、本市とCCCとの連携をもって、新徳山駅ビルに設置する図書館の指定管理者として既にCCCが決定している、又は指定管理者の選定に影響を与えるかのような主張は当たらないと考えます。

(2) 新徳山駅ビル整備事業及び民間活力導入図書館の役割について

同じく、請求の要旨に、「中心市街地の活性化の中核施設として図書館がその役を担えるのか問題ですし、さらに徳山駅から800メートルの近距離に市立中央図書館があつて一地域に二か所目の図書館を設置するのは、過剰投資を避けるべき行政にとって再検討すべきことではないでしょうか」、「市民に身近な図書館として必要だというのであれば、既存の中央図書館の運用の見直しや図書購入費の増額などを優先すべきではないでしょうか」とあります。

しかし、先例である武雄市図書館では、平成25年度に約92万人の来館者の実績があることや、徳山駅という山口県内でも有数の交通結節点に立地することから、民間活力導入図書館は、中心市街地の活性化の中核施設としてその役割を担えるものと考えます。

そして、民間活力導入図書館は、例えば、旅行、食、スポーツなどの人生を豊かにするライフシーン、ライフスタイルの提案というジャンルに絞った蔵書をそろえることや、年中無休、夜遅くまで開館するなどして来館者の増を図ることとしています。これに対して、市立中央図書館など既存の五つの市立図書館が行ってきた、市民の調査、研究の支援や、地域ごとの特色ある資料の収集、整理、保存及び展示などの活用等の役割機能は、維持し、適切に直営で運営することとしているので、過剰投資には当たらないと考えます。

請求の要旨では、民間活力導入図書館が、中心市街地の活性化の中核施設にならない、また、中央図書館との距離的な接近性から「過剰投資」であるとのことです。ですが、民間活力導入図書館の設置目的やその役割、先例市での来館者の状況を考慮するとこの主張は当たらないと考えます。

さらに、そもそもこの請求の要旨の趣旨として、中心市街地に、にぎわいを創出する施設を整備することや、にぎわいを創出するために新徳山駅ビルの中に民間活力導入図書館を設置することを問題としているのか、「新徳山駅ビル建設の

中核施設としてCCCと連携した図書館設置計画が進められていること」を問題としているのか、直接請求の目的が不明確です。このことは、請求の要旨の重大な問題であると考えます。

(3) CCCとの委託契約の情報開示に関する意見に対して

同じく、請求の要旨に、「周南市がCCCと連携の名の下でいかなるを契約を締結し、いかなる「委託契約」を締結しているのか市民への情報開示が不足している」とあります。しかし、CCCとの平成25年11月22日付けで締結した（仮称）新徳山駅ビル整備に係る企画及び調査業務の委託契約につきましては、市議会の特別委員会でその内容を報告するとともに、本市の情報公開・個人情報保護窓口である市民さろんで1年間公表し、契約の成果であるアンケートの概要、結果、企画提案によるイメージ図などにつきましても、市広報やホームページで公開し、議員の皆様、市民の皆様への情報提供に努めてきましたので、情報提供が不足しているとは考えていません。

4 住民投票条例について

(1) 住民投票条例の規定内容について

次に、住民投票条例第1条で、「市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする」とし、第2条第2号で、「住民投票は市民に意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は市民の意見表明の自由を保障する」と規定されています。

これまで、新徳山駅ビル整備事業を進めるに当たっては、既に申し述べましたとおり、代表民主制・議会制民主主義における市議会や市議会の委員会の決定を踏まえ、また、市民参画条例に基づきパブリック・コメントなどを活用して市民の皆様のご意見をいただきながら、民主的に、かつ、適正な手続により進めてきた事業であり、これらの住民投票条例の規定内容は実態を反映しているとはいえる、問題であると考えます。

(2) 住民投票条例の対象について

同じく、住民投票条例第1条で、「「新たな徳山駅ビル整備基本構想」がカルチュア・コンビニエンス・クラブとの連携で進められている図書館計画に関して、市民の意思を明らかにするため」と規定されています。

既に請求の要旨に係る問題として、直接請求の目的が不明確であると申し述べたことに関連しますが、住民投票条例の目的が、CCCとの連携の正否を求めるものではなく、中心市街地の活性化事業の正否か、新徳山駅ビルの中に民間活力導入図書館を設置することの正否ということであれば、この条例の制定目的と条例の施行により達成しようとするその結果・成果が不一致ということであり、重大な問題であると考えます。

(3) 住民投票の成立要件について

同じく、住民投票条例第1条の目的において、「市民の意思を明らかにするための住民投票を行い」とし、第2条第2号で、「住民投票は市民に意思が正しく反映されるものでなければならない」とし、第13条で、「市長及び市議会は住民投票の結果を尊重するものとする」と規定されています。

これらの規定内容のように、代表民主制・議会制民主主義に基づき、また、市民参画を図りながら現在まで進めてきた新徳山駅ビル整備事業に係る以後の進行方針について、あえて住民投票を実施し、市長及び市議会がその結果を尊重するとして定めなければならぬのであれば、50%以上の有効投票を住民投票条例による住民投票の成立要件として定めるべきであると考えます。

5 まとめ

住民投票条例は、申し述べましたとおり、その制定の目的が、「中心市街地の活性化事業の正否」なのか、「民間活力導入図書館の設置の正否」なのか、「CCCとの連携で進められている図書館計画の正否」なのか不明確であります。

また、条例制定請求書の請求の要旨の中で、「中心市街地の活性化の中核施設にならない」、「中央図書館との距離的な接近性から「過剰投資」である」、「CCCとのいかなる「委託契約」を締結しているのか市民への情報開示が不足している」、また、「CCCとの連携関係が指定管理者選定に大きな影響を与える」と主張されています。しかし、新徳山駅ビル整備事業は、中心市街地や市全体の活性化につなげることを目的として、長い年月をかけて、市議会や市議会の委員会の決定を踏まえながら、市民参画を図り、市民の皆様の様々なご意見をいただき、反映させながら進めてきた事業であり、これらの主張は、当たらないと私は考えます。

そして、新徳山駅ビル整備事業の継続・推進は、先の市長選で私が掲げた公約の一つでもあり、私が市長として市民の皆様の負託を受けたことからも、市民の皆様の賛同や理解は既に得たものと考えております。旧徳山駅ビルの解体工事も終了が近づき、新徳山駅ビルの建築工事が始まろうとする段階にまで進み、商工会議所、経済団体関係者はもとより様々な市民の方からの希望や期待の声が多く私に届いております。

このような中で、住民投票条例の制定の直接請求がありましたが、CCCと連携した図書館設置計画が進められていることに対案が示され、A案かB案かという投票を行うのであれば、その意義を理解することができますが、この住民投票条例のように対案が示されることもなく、また、目的が不明確な住民投票条例により投票を行うことは、今の段階においていたずらに事業を停滞させる無責任な手法であると考えます。

これまでおおむね順調に進み、いよいよ目に見える形になって動き始めた新徳山駅ビル整備事業を停滞させるわけにはいきません。中心市街地を活性化しなければならないという待ったなしの課題に取り組むために、平成22年度に中心市街地活性化協議会、株式会社まちあい徳山が設立され、平成25年3月に中心市街地活性化基本計画の認定を受けて以来、本市は、市民の皆様と一体となって事業を進めて参りました。

仮に、住民投票条例が制定されれば、新徳山駅ビル整備事業は中断することとなり、平成27年度内の新徳山駅ビル建築工事に着手ができないことから、平成27年度に交付決定がされている国の補助金の交付が受けられなくなるとともに、以後の補助金の交付についても影響が出てまいります。また、新徳山駅ビル建築工事や関連する工事に係る契約の相手方が不安定な状況になることから、損害賠償に発展するおそれもあります。さらに、住民投票を実施する場合は、多額の経費が必要となるなど、本市及び市民の皆様の損失は多大なものになると考えます。

私は、民間活力導入図書館の設置を含む新徳山駅ビル整備事業が、市民の皆様や市議会と共に進めてきた事業でありますことから、新徳山駅ビルの工事に着手しようとするこの時期に、この住民投票条例は制定すべきではないと、強く主張いたします。

(参考)

周南市条例制定請求書

新徳山駅ビルの中核施設としてカルチュア・コンビニエンス・クラブと連携した図書館設置計画の是非を問う住民投票条例制定請求の要旨

1. 請求の要旨

新駅ビル建設の中核施設としてカルチュア・コンビニエンス・クラブ（以下「CCC」と称す）と連携した図書館を核施設として計画することに反対を表明します。

図書館運営は図書館法に定めのある通り、貸本事業だけではなく地域社会のありようや地域の歴史などの資料保存から、さらには幼児から老年までの各世代にわたる読書習慣の涵養などに資する知育の場でもあります。

しかし既に他市でCCCと連携して運営する図書館で上記のような知育が蔑にされていると同時に、公費で購入される図書選書に関しても各種問題が提起されています。

そもそも中心市街地の活性化の中核施設として図書館がその役を担えるのか問題ですし、さらに徳山駅から800メートルの近距離に市立中央図書館があつて一地域に二か所目の図書館を設置するのは、過剰投資を避けるべき行政にとって再検討すべきことではないでしょうか。「駅ビル図書館」が重複投資ではなく、市民に身近な図書館として必要だというのであれば、既存の中央図書館の運用の見直しや図書購入費の増額などを優先すべきではないでしょうか。

さらに、周南市がCCCと連携の名の下でいかなるを契約を締結し、いかなる「委託契約」を締結しているのか市民への情報開示が不足しているといわざるを得ません。今後CCCとの連携関係が指定管理者選定に大きな影響を与えるとしたら競争性を維持すべき指定管理者制度にとって由々しき問題ではないでしょうか。

以上の観点から新徳山駅ビル建設の中核施設としてCCCと連携した図書館設置計画が進められることに対して反対の立場から、市民の賛否を問う住民投票条例の制定を請求いたします。

2. 請求代表者

住所

[REDACTED]

氏名

沖田秀仁

印

職業

[REDACTED]

生年月日

[REDACTED]

性別

男

上記のとおり地方自治法第74条第1項の規定により、別紙条例案を添えて条例の制定を請求いたします。

平成28年2月8日

周南市長 木村健一郎 様